様式第54号

（表）

加入者名

口座記号番号

加入者名

口座記号番号

加入者名

ｅＬ

**公**

**公**

督促状

口座記号番号

酒田市会計管理者

酒田市会計管理者

酒田市会計管理者

**公**

山形県酒田市

山形県酒田市

山形県酒田市

納入済通知書

領収証書

納付書(原符)

　　　　　　年　　月　　日

で、左記の金額が未納

になっていますので、

賦課年度

賦課年度

賦課年度

対象年度

対象年度

□□□

至急納付くださるよう

督促します。

通知書番号

通知書番号

督促手数料　　　　　　　　　　円

金　　　額

期　　　別

期　　　別

　　　□□□□□□

対象年度

円

金　　　額

円

督促手数料

督促手数料

円

円

円

延　滞　金

延　滞　金

　　延滞金

科　　目

円

円

合計金額

合計金額

合計金額

通知書番号

酒田市長　　　　公印

円

円

円

期　　別

　窓口納付から入金の確認

納　期　限

納　期　限

上記合計金額の内訳は以下のとおりです。

納　期　限

整理番号

整理番号

　まで、通常１週間ほどかか

金　　　　額

円

整理番号

　ります。

督促手数料

円

　められた場合は、行き違い

　この督促状がつく前に納

延　滞　金

円

　ですからあしからずご了

上記金額を領収しました。

上記の金額を納入しましたので通知します。

酒田市会計管理者様

　承下さい。

酒田市収納取扱金融機関

酒田市収納取扱金融機関

　<お断り>

領収日付印

領収日付印

　　　コンビニエンスストア収納用

領収日付印

軽自動車税を納付する場合で、車検用の納税証明書が必要な方は、領収日付印が押印された領収証書をご持参のうえ、市役所、各総合支所窓口にて証明書を請求してください。

※ｅＬ－ＱＲを使った納付では、証明書の発行に相応の日数を要しますのでご留意ください。

ゆうちょ銀行公金QR受持貯金事務センター

公金取りまとめ店

　　　　　　ついてはコンビニエンスストアでは取り扱いできませんので、右票裏面に記載

【ご注意】金額を訂正したもの、バーコードの印字がないものや読み取りできないものに

(納付者控)収入印紙不要

(金融機関・ゆうちょ銀行等/コンビニ店舗控)

　　　　　　してある場所(全国のコンビニエンスストア店舗を除く)でお支払いください。

(酒田市/コンビニ本部控)

お問い合わせ窓口は裏面に記載しています。

収納代行　地銀ﾈｯﾄﾜｰｸサービス㈱(CNS)

収納代行　地銀ﾈｯﾄﾜｰｸサービス㈱(CNS)

収納代行　地銀ﾈｯﾄﾜｰｸサービス㈱(CNS)

（裏）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 酒田市からのお知らせ  ◎この領収証書は、納付したことを法律的に証明する書類ですので大切に保管してください。  　　　　　（略）  　<お問合せ窓口>  　〒998-8540  　山形県酒田市本町二丁目２番４５号  　　　納税課納税係  　　　電話番号 | お支払いできる場所    　主管課  　酒田市納税課  電話番号 | １　延滞金  　納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に次の割合を乗じて  計算した延滞金を納付していただきます。  ●納期限の翌日から1か月までの期間…延滞金特例基準割合※に年1％を加算した割合  ●その後の期間…………………………延滞金特例基準割合※に年7.3％を加算した割合（当該  加算した割合が年7.3％を超える場合には、年7.3％の割合）  　※　延滞金特例基準割合  当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に  年1％の割合を加算した割合  ２　滞納処分  　この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、差押等の滞納処分を行う場合があります。  ３　審査請求  この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、酒田市長に対して審査請求をすることができます。  処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、酒田市を被告として（訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。）、提起することができます。  なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |

コンビニ店舗では請求書発行事業者に代わり収納金を代理受領します。　　　コンビニ店舗では請求書発行事業者に

代わり収納金を代理受領します。